

広島県選挙管理委員会告示第五十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができるとする施設に、別表のとおり変更があった旨、江田島市選挙管理委員会から報告があった。

令和八年十月二十九日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

指 定 施 設		変 更 事 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
高祖多目的集会所	江田島市沖美町高祖146番地20	名称	高祖集会所